

佐久市協働のまちづくり計画素案に対する意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成28年11月28日(月)から12月27日(火)までの31日間

(2) 案の公表方法

ア 佐久市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所本庁市民ホール、広報情報課、各支所・各出張所窓口に閲覧用として設置

(3) 意見募集方法

ア 郵送

イ 電子メール

ウ ファックス

エ 直接持参(佐久市役所本庁広報情報課)

2 意見募集の結果

(1) 提出された意見 2名 6件

(2) 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

佐久市協働のまちづくり計画素案に対して提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

意見要旨	市の考え方
<p>○ 地域には、福祉・介護・防災・防犯・助け合い等の様々な課題があり、これらに対処するためには、すべての住民が主体者として、地域活動に参画していくことが大切であることから、「地域コミュニティづくり」を地域づくりの柱とする視点が必要不可欠である。「地域コミュニティづくり」及びその具体的方策・取り組みが「佐久市協働のまちづくり計画」等に位置づけられたり、柱として据えられ、記述されることを望む。</p>	<p>○ 「佐久市協働のまちづくり計画」では、12ページの7協働のまちづくり行動計画の中に、市民の協働事業等への参加による意識の醸成や、人材育成、若者の参加と活動の充実、地域の支え合い組織の育成などへの取り組みのほか、市民活動サポートセンターによる市民活動支援やネットワークの充実を取組項目とし、これらにより「地域コミュニティづくり」を行っていく計画としております。</p>
<p>○ 計画の策定にあたっては、市民の中で様々な人たちが積極的な話し合いの中でまとまっていくというボトムアップを基本とすべきである。</p> <p>住民説明会は、多様な人たちが参加できるような時間・場所の設定にすべきである。</p>	<p>○ 計画の策定にあたりましては、これまでの協働事業についての検証を実施し、市民活動サポートセンターと連携し、協働のまちづくり推進会議の委員の皆さんと協議を重ね、ご意見を計画に反映をさせております。</p> <p>住民説明会は、計画の進捗に合わせ、時間・場所を設定し、市内5か所で開催いたしました。このほか、計画の骨子案、素案につきましては、それぞれパブリックコメントを実施したほか、まちづくり講座においてもご説明させていただきました。</p> <p>今後も、より多くの市民の皆さんからご意見を頂けるよう、住民説明会の設定も含め取り組んでまいりたいと考えております。</p>

意見要旨	市の考え方
<p>○ 佐久市が抱える様々な問題に取り組むには、佐久市民だけではなく、少なくとも周辺市町村の様々な立場の人たちとも一緒に行うことを推奨すべきである。</p> <p>○ 計画5ページの「協働の領域」では「思想・信条など特定の価値観の普及」は範囲外とされているが、平和、人権、環境、民主主義などの普遍的な考え方や地産地消などの広く認められた概念は、「基本的人権保障領域」に含まれることを明確にすべきである。</p> <p>○ 行政は、様々な団体、グループと、様々な形態による協働により関係を持つべきである。行政と市民が協働で勉強会やワークショップを行うことも重要である。</p>	<p>○ 計画では、2ページの3協働とはにおいて、市民と行政が相互に理解し、違いを認め合った上で、自立した対等なパートナーとして連携・協力し、活動することと定義し、様々な市民活動団体（自治会・NPO法人・企業など）や個人など、より幅広い立場の皆さんで共通の目標や課題解決に向けて活動するとしております。</p> <p>○ 協働の領域には、市民と行政とが協働する領域、市民相互に協働する領域、市民又は行政が主導的に取り組む領域など、様々な領域が存在し、一般的な事例を記載しています。 地域には様々な課題があります。それぞれの地域の実情に合った方法で課題を解決するため、市民と行政がそれぞれの役割分担を明確にし、その事例ごとに協働にふさわしい領域を考えていく必要があるとしております。</p> <p>○ 計画では、8ページの協働のパートナーにおいて、市は、はじめから協働のパートナーを限定するのではなく、パートナーの範囲をできるだけ広くとらえ、様々な協働の形態により、協働を進めるとしております。 また、15ページの基本方針3の中で、「市民と市職員の意識の共有」を取り組み方針としており、ワークショップや意見交換会により市民と市職員は課題を共有し、連携を図りながら解決方法を市民とともに考えていくとしております。</p>

意見要旨	市の考え方
<p>○ ネットの活用がデジタルデバイドを広げないように注意すべきである。</p>	<p>○ 計画では、「多様な媒体を活用した情報の発信と共有」を取組方針としております。デジタルデバイドによる影響がないよう、様々な手法による情報提供を行ってまいります。</p> <p>※ デジタルデバイド…インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差</p>